

平成20年12月11日（木）

（午前9時31分 開議）

○議長（中上良隆君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中上良隆君）これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、  
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において6番 清水君、8番 岡本君の2人を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成19年度橋本市一般会計決算の認定について から、  
日程第17 認定第16号 平成19年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの16件

○議長（中上良隆君）日程第2 認定第1号 平成19年度橋本市一般会計決算の認定について から、  
日程第17 認定第16号 平成19年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの16件を一括議題といたします。

ただ今議題となりました16件の平成19年度各会計決算の認定については、去る9月定例会において設置されました平成19年度決算審査特別委員会の閉会中の継続審査に付していったものであります。

本件について、委員長の報告を求めます。

平成19年度決算審査特別委員会委員長 7番 中谷和史君。

〔7番（中谷和史君）登壇〕

○7番（中谷和史君）おはようございます。

それではただ今議題となりました委員会報告をさせていただきます。

去る9月11日の本会議において、本委員会に付託され継続審査となった認定第1号から認定第16号までの平成19年度各会計決算の認定16件についてを審査するため、10月16日、17日に委員会を開催し、慎重審査の結果、認定第1号、第2号、第15号は賛成多数で原案認定。第3号から第14号、第16号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

認定第1号 一般会計については、歳出から款別に審査を行い、質疑、意見等の主なものは次のとおりでした。

歳出において、退職者の内訳について ただしがあり、平成19年度については、市全体で定年退職13人、勸奨退職14人、自己都合1人の計28人である との答弁がありました。

公用車集中管理の導入による効果について ただしがあり、各課管理から集中管理への変更により公用車の台数を減らすことができ、21台を廃車している。また、管理業務を車両整備等も含めて専門業者に委託することにより、安全面も向上している との答弁がありました。

和歌山地方税回収機構による徴収実績とノウハウの活用について ただしがあり、機構による徴収実績は平成19年度で約5,400万円となっており、さらに間接的効果として市からの催告書送付後、来庁納付していただくものが約3,700万円となっている。また、19年度から3名の職員を機構へ短期派遣し、機構で得たノウハウを活用することにより、20年5月から強制徴収に取り組み滞納処分を強化している との答弁がありました。

選挙運動用ポスター作成費負担金及び自動車使用料負担金の見直しについて ただしがあり、公職選挙法の執行経費基準法に基づき市条例で公費負担の限度額を定め運用しており、現在のところ見直しは考えていない との答弁がありました。

企業誘致調査委託及び日本立地センター負担金について ただしがあり、企業誘致において進出計画などの企業情報をより早く入手し、誘致活動を行うことが誘致成功に向けた一つの手法となっており、調査委託は約600社に対する電話での企業情報の入手を行い、この情報活用により1社の誘致が成功している。また、日本の中小企業の立地動向状況を把握する日本立地センターとも連携を密にし、調査委託により得たデータの分析や企業の動向等の情報を入手している との答弁がありました。

後期高齢者医療システム開発委託料5,056万4,850円について、本医療制度は国が制度化したものであり、国に対して全額負担を求めべきものではないのか とのただしがあり、後期高齢者医療制度のみならず法改正に伴うシステム改修費用等については、国に対し予算措置の要望を上げているが、一部補助にとどまっている。全額補助されなくても当該事務は手作業での対応が困難なため、システムを導入せざるを得ない状況である との答弁がありました。

ガソリン価格の高騰に伴う福祉タクシー利用者への影響について ただしがあり、市が助成しているのは福祉タクシーの基本料金分であり、福祉タクシー利用券として該当者1人当たり年間25枚発行しているが、ガソリン価格の高騰に伴う利用者負担への補償はしていない との答弁がありました。

発達障がいの子どもの数が増えている状況で、たんぼぼ園では何人の子どもを受け入れてい

るのか、また入園できない事例は発生しているのか とのただしがあり、たんぼぼ園については、現在定員20名に対し22名の子どもが通園されている。入園については保健師、発達相談員が入る検討委員会において協議し、障がいの程度が重度の子どもから入園を決定するため、障がいの程度が軽い場合は入園いただけないこともある。また、たんぼぼ園のほかに旧高野口町を含む近隣4町で共同運営している「つくしんぼ園」においても受け入れ対応している との答弁がありました。

広域ごみ処理施設建設に伴う周辺整備事業の一つである大野19号線工事の進捗状況について ただしがあり、現在地権者との交渉が難航しており、工事は一時中断している との答弁がありました。

斎場業務委託の内容について ただしがあり、高野口斎場については嘱託職員4名により火葬業務を直営で行っているが、橋本斎場については火葬件数が多いため嘱託職員3名で事務的な業務を行い、火葬業務を委託している との答弁がありました。

橋本斎場の使用期限延長に伴う地元協議について ただしがあり、20年間の使用期限をもって施設を撤去する旨の覚書を地元と交わしており、その期限が21年6月末となっている。現在、地元に対し3年間の期間延長をお願いする中で、地元より22項目の要望が出されており、本要望への対応について内部で協議中である との答弁がありました。

ごみ減量化の取り組みによる成果について ただしがあり、ごみ収集ボックス設置、生ごみ処理機購入及び生ごみリサイクル機材保管庫設置への補助や市民の方々によるごみ減量化、リサイクルの取り組みにより、可燃ごみの収集を週2回から1回に変更する地区が、実施見込み分を入れて36地区となり、2,297世帯の市民にご協力をいただいている。これ

ら取り組みにより12年度と比較すれば、市全体で約1,700 t、市民1人当たりで約24kgのごみ量が減量されており、収集・運搬・焼却などの1 kg当たりの経費を約30円で算定すれば、市全体で5,000万円の経費が削減されているとの答弁がありました。

彦谷最終処分場かさ上げ工事の内容と延命期間について ただしがあり、彦谷最終処分場について、近年の市民のリサイクル意識の向上などにより、埋立ごみが増えて残余容量が逼迫してきたことで施設の延命措置を講じる必要が生じ、さまざまな延命手法のうちコストパフォーマンスが一番高いかさ上げ工事を実施した。この工事により埋立容量の10%以内の増量を図ることができ、さらに21年4月から分別方法変更による埋立ごみの減量化も含めて推測すれば、平成28年ごろまで対応可能と考えている との答弁がありました。

中小企業勤労者生活資金融資預託金について、どのような性質の貸付金でどこへ預託しているのか とのただしがあり、市内に居住する中小企業の勤労者に対し、1人150万円を上限として、出産や冠婚葬祭など生活に必要な資金を融資する制度であり、その資金として500万円を近畿労働金庫に預託し、審査後2.3%の利息で貸し付けを行っている との答弁がありました。

農作物の鳥獣害防止対策について ただしがあり、有害鳥獣による農作物の被害は年々増加している状況にある中、伊都地方で広く鳥獣害防止を図る目的で設置された伊都地方鳥獣害防止対策連絡協議会との連絡を密に行い、被害を食いとめる対策を講じたい との答弁がありました。

補修用材料支給による市単農業用施設整備の対応について ただしがあり、市単独工事に対応した場合、地元より3割の負担金をいただくことになるが、地元から負担金を出す

のであれば市民協働により自分たちで直していきたい旨の要望を多く受けている。技術的な問題等で工事対応が必要なものもあるが、地元で対応可能なものについては、今後も地元にご協力をいただきたい との答弁がありました。

有効に機能していないちびっこ広場の取り扱いについて、地元との協議は進んでいるのか とのただしがあり、各区長との協議により、現在のところ3カ所の廃止要望があるが、廃止後も市名義の土地として残るため、廃止後の利用や維持管理方法も踏まえ、再度地元区より聞き取り調査を進めており、20年度内に意見を取りまとめ21年度から実施したい との答弁がありました。

商工業活性化資金利子補給金及び中小企業信用保証料補助金の制度内容について ただしがあり、利子補給金については市内事業者の不況対策及び新規開業を支援するために、資金融資の利子1%分を助成する制度であり、保証料補助金については、10万円を上限額として保証協会へ支払う保証料の2分の1を補助する制度である との答弁がありました。

市民要望が非常に多い市道維持修繕の工事費が前年度より半減されているが、要望に十分こたえているのか とのただしがあり、市道の維持修繕については、市町合併時増額補正し、短期間でかなりの修繕を行った経緯もあるが、現在は財政状況が厳しい中、予算の範囲内において緊急度の高い箇所から施工し、また地元には補修用材料の支給による作業にご協力をいただき安全確保に努めている との答弁がありました。

市営住宅の老朽化が非常に進んでいる中、住宅の修繕方法と家賃収入に占める修繕費等の割合について ただしがあり、緊急性を要する修繕については専門業者に依頼し、小規模の修繕については職員が対応している。19

年度決算においては、通常修繕費が1,001万9,534円、工事請負費が906万6,750円、計1,908万6,284円で、調定額1億1,221万6,800円の17%を占めているとの答弁がありました。

スクールバス運転業務委託料について ー だしがあり、嵯竹小学校が信太小学校に合併される際、通学の安全を守る目的で設置された制度であり、通常は朝、夕方は低学年と高学年に分けて、また夏休み期間中や休日等の特別行事における児童送迎として、年額276万円で委託している。また地元、保護者、学校を含めて協議し、平成20年度からは本制度を廃止しタクシー対応に切り替えているとの答弁がありました。

不登校児童生徒対策について ー だしがあり、本市の不登校児童生徒数は以前から全国、県の割合よりも多く、30日以上欠席した児童生徒は、小学校においては18年度24名、19年度28名、中学校においては18年度77名、19年度68名となっている。教育相談センターを中心に教育相談活動、学校への支援、指導、不登校家庭への訪問指導の充実、また小・中学校で情報の提供など、連絡を密にするなどの対策を講じ、不登校児童生徒数の減少につなげているとの答弁がありました。

教育委員会議の内容及び学力診断テストの公開について ー だしがあり、教育委員会議では、社会教育、学校教育を含め教育全般の事項について協議、検討を行い、会議で決定した方針に基づき、教育委員会が教育行政を行っている。また、学力診断テストの開示については、文部科学省や県教育委員会の方針に基づき、教育委員会議で協議しているが、自校の成績改善のための自校の成績と分析の公開を除き、各校の比較対照ができる公開方法は必要ないとの保護者の意向も踏まえ、本市では公開していないとの答弁がありました。

学校給食センターにおける修繕内容について ー だしがあり、橋本学校給食センターについては、建築後26年が経過し、施設が大変老朽化しており、同じく調理機器、また配送車についても老朽化している現状である。19年度は建物施設で5回、調理機器関係で19回、配送車で11回、計35回の修繕を行っている。高野口学校給食センターについては、配送車等の車検代が主なものであるとの答弁がありました。

歳入において、地方交付税について、前年度と比較し1億3,820万6,000円減額となっている理由について ー だしがあり、普通交付税については災害復旧事業債の償還完了及び地域改善対事業の起債償還額の減に伴う3,720万7,000円の減額、交付税の積算を行うための単位費用の減に伴う減額が約1億2,400万円となっている。一方、臨時財政対策債の起債償還額の増に伴う1億720万6,000円の増額、合併特例債の償還利子分として2,114万円の増額がある。特別交付税については、合併補正による減額が1億99万9,000円となっており、これら理由により19年度は減額となっているとの答弁がありました。

あんしん子育て救急整備運営費補助金について ー だしがあり、医師、看護師、薬剤師、技師等の当直の person 費を基軸に、19年度においては、基準額237万9,000円に対し、3分の2である158万6,000円を県より補助を受け病院事業会計に繰り出しているとの答弁がありました。

歳入、歳出全般において、保育料の収納状況について ー だしがあり、現在公立園15園、民間園3園、さらに市外への勤務等のために他市町村の保育園に入園している委託分を合わせて19の分類があり、保育料は口座振替により徴収している。保育料の収納状況について、公立園では5園が収納率99%を超えるな

ど概ね率は高いが、民間園と委託分は未納額が多いため、民間園と未納状況や滞納処分について協議しているとの答弁がありました。

物件費が増加傾向にある要因と対策について ただしがあり、国より合併補助金の年度前倒し対応の指示があり、19年度において教育用コンピュータを整備したため、19年度は18年度と比較し1億3,000万円程度増えて37億3,200万円となっているが、合併補助金は100%補助であるため、一般財源ベースでは18年度、19年度比較で約1億5,000万円の削減となっている。また、20年度では枠配分予算により目標どおり約3億円の物件費削減を見込んでおり、22年度までの3年間で約6億円の削減を計画しているとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、財政状況が非常に厳しい中頑張っている点は評価している。ただし、トップダウン方式により住民合意を十分得ないままこども園計画を進めた点、国の施策であるが後期高齢者医療制度開始に向けた準備を行った点、市民生活に欠かせない市道修繕費等で約3,000万円削減する一方、県補助事業である新規道路建設を進めている点、会計全般にわたり事業費の35%が市負担となる合併特例債を三十数億円使った点により、本決算の認定に反対するとの討論がありました。

特別会計、企業会計に関する質疑、意見等の主なものは次のとおりでした。

認定第2号 国民健康保険特別会計については、保険税の収納率が92%を割り込んだため、調整交付金が減額されており、年度途中に収納状況を把握し、収納率向上の取り組みを行う必要があると考えるが、最終まで収納率は算定できないのかとの ただしがあり、正確な収納率は年度全体の調定額と収納額により算定するため最終まで把握できないが、年度途中であってもその都度収納状況は把握

できるため、納税課、保険年金課が連携し、収納率向上に向けて取り組んでいきたい。なお、調整交付金の減額については、前年度末の収納率と当該年度の1月現在の収納率と比較し、率が高い方を採用し、判断されることから、当然前年度末の率により判断されることになるとの答弁がありました。

約5億4,000万円の国民健康保険事業基金を取り崩し、保険税の軽減を図ることはできないのかとの ただしがあり、本基金については過去3カ年の保険給付費の平均額の5%以上を積み立てる。また、その額が保険給付費の25%以上の基金を保有するとの国の基準がある。この基準を満たす保険者において保険給付費に充当する場合や保険税率を上げる必要が生じた場合の激変緩和措置として取り崩すことはできるが、安易に保険税を下げるために取り崩すことはできない。本市においては、18年度から単年度赤字が続いているが、前年度繰越金があったため維持できている状態であり、年間の保険給付費45億円の規模から考慮すれば、5億円はインフルエンザ流行等による医療費の増大などに備え必要なものであり、適正に管理したいとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、増え続ける資格証明書の発行等に関する対応、また高齢者控除の廃止、介護保険料の引き上げ等、高齢者の負担が増加している中、国に対し負担金をもとに戻すことについて強く働きかけをしていただきたい点において、本決算の認定に反対するとの討論がありました。

賛成の立場から、短期保険証、資格証明書の発行等における問題点については、国の施策によるものであり、その中で本市においては基金の管理も含め十分対応していることを評価して、本決算の認定に賛成するとの討論がありました。

認定第3号 簡易水道事業特別会計については、質疑、意見等はありませんでした。

認定第4号 国民宿舎特別会計については、現在の経営実態に対する認識及び将来構想について ただしがあり、18、19年度と国民宿舎自体の決算が赤字で経営難が続いているが、民間の日本料理店より調理師を雇い入れて料理の改善、また支配人を筆頭に積極的にPRを行うなど、経営改善に向け取り組んでいる。現在、5年間の指定管理者の指定により運営していただいているが、赤字の状況が続き、経営が成り立たない状況になれば、国民宿舎のあり方を含め考えなければいけない との答弁がありました。

認定第5号 住宅新築資金等貸付事業特別会計、認定第6号 老人保健特別会計については、質疑、意見等はありませんでした。

認定第7号 公共下水道事業特別会計については、公共下水道への接続状況と接続率向上に向けた取り組みについて ただしがあり、平成12年度から13年度に供用開始し、接続率は旧高野口町域38.4%、旧橋本市域84.7%で、市全体では72.5%となっている。接続率の向上については、下水道整備事業が完了した各地域の皆さんには説明会を行い、供用開始後、下水道に3年以内の接続をお願いし、また3年以内で接続していただくと利子補給や減免などの補助制度もあることを説明している。また、供用開始2年半で未接続の方には、補助制度等を踏まえ戸別訪問し、接続をお願いしている との答弁がありました。

認定第8号 駐車場事業特別会計、認定第9号 墓園事業特別会計、認定第10号 農業集落排水事業特別会計、認定第11号 土地区画整理事業特別会計については、質疑、意見等はありませんでした。

認定第12号 介護保険特別会計については、介護保険料の見直しの方向性、施設入居待機

者及び療養病床について ただしがあり、橋本市の第3期介護保険料は月額4,858円で、全国の平均が月額4,090円、和歌山県の平均月額の3,527円を上回っており、県下では白浜町、田辺市、岩出市に続き4番目に高い状況である。第4期保険料について現在の保険料を大きく上回らないよう協議しているが、介護報酬のアップ、介護サービス料の伸び、また平成20年3月末で約200人の施設入居待機者に対応するための入居施設の整備など、保険料がアップする要因がある。医療療養病床等については厚生労働省の方針により介護施設への転換もあり、現状を見きわめ、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会に諮問したい との答弁がありました。

認定第13号 介護サービス事業特別会計については、質疑、意見等はありませんでした。

認定第14号 指定訪問看護事業特別会計については、患者数が増えているにもかかわらず、医療収入が減となっている理由について ただしがあり、本会計については17年度から18年度にかけて企業会計から特別会計に移行しているが、18年度は企業会計から特別会計に繰り入れることができなかった2カ月分が増えて14カ月分の事業収支となっているため、19年度の医療収入は18年度に比べ当然減となる との答弁がありました。

認定第15号 水道事業会計については、来年4月からの旧高野口町域の水道料金の改定について ただしがあり、水道料金については合併協議により21年4月より統一することが決定されているが、旧橋本市の料金に合わすなどの方法については決定されていない。ただし、18、19年度と単年度では黒字決算となっているが、累積欠損金が8億円あり、また今後の大規模改修や耐震補強に向けて料金の値上げを考えている との答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、給水人口を14万4,000人で計画したことなどにより他自治体に比べ高い水道料金となっている点、また、大滝ダム関連事業費が15倍に膨れ上がったことによる本市負担金の大幅増について、今後、負担金を払わないぐらいの姿勢で臨んでほしい点において、本決算の認定に反対するとの討論がありました。

認定第16号 病院事業会計については、公立病院の改革ガイドラインが示され、改革プランを立てて改革する全国的な傾向がある中、本院が目指す方向性について ただしがあり、国立病院機構がすべて独立行政法人化し、100%黒字経営になったということもあり、総務省は同じ方向性で進めようとしているが、全国では公営企業会計の全部適用で十分経営改善されている病院も多数ある。全部適用でも管理者が各事案について即決できる等の大きな利点があることから、全国自治体病院協議会本部をはじめ、本院も全部適用で経営改善を図り、将来的に独立行政法人化について検討することもあり得る との答弁がありました。

以上、ご報告申し上げます。よろしく願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）若干お尋ねいたします。

第1点目は、5ページの教育委員会の学力診断テストの公開についての報告でございますけれども、この中で、最終のところでは自校の成績改善のための自校の成績と分析の公開を除き、各校の比較対照ができる公開方法は必要がないとの保護者の意向も踏まえ、本紙では公開していないとの答弁がありましたという報告になってございますけれども、この

自校の成績改善のための成績と分析の公開を除き、ということは、この部分は公開されているということだろうと思うんですけれども、どういう形で公開されているのかという説明があったのかなかったのか、どういう説明があったのかお尋ねしたいのと、公開方法は必要がないとの保護者の意向を踏まえて、となっているんですけれども、各種新聞等の世論調査によりますと、半数以上の保護者は公開が有益だと、公開すべきであるという世論調査になっていたと思うんですね。そのことから踏まえますと、保護者の意向というものをどのように踏まえられたのかという報告がないので、その点についてお尋ねいたしたいと思います。

もう1点お尋ねいたします。もう1点は認定第7号の下水道特別会計につきましてですが、8ページになります。この中で接続率が旧高野口町域と旧橋本市域で随分と大きな差がございます。これは当然公的施設でも接続していなかったもので、ある意味憶測はできるんですけれども、低いという事実が、どうしてこのように低くなっているという分析をした認識の説明をどのようにされたのかについてお尋ねいたしておきます。

以上2点です。

○議長（中上良隆君）7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）お答えいたします。

まず、自校の成績改善のための自校の成績と分析の公開を除きという部分について、現在の公開方法についてのお問い合わせがございましたが、そのことについての説明はございませんでした。

それから、各校の比較できる必要がないとの保護者の意向を踏まえというのは、現時点での教育委員会の答弁でございますが、過日の新聞報道等については、この時点ではわかっておりませんでした。

それから、認定第7号の件につきましても、数字の報告はございましたが、旧高野口町との違いということの中での説明でございまして、大きな差の具体的な説明につきましましてはなかったものと認識しております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）5ページの学校給食センターの件なんですけれども、私は常々決算から橋本市の将来が見えてくる、これからの運営がどういうふうにしてあるべきなのか、何にどういうふうにお金がかかってくる、いろんなことが決算から見えてくる。ですから、本当に決算の中身を把握して、来年、再来年、そして5年、10年後の橋本市というものを本当に考えていかなければいかんという部分で若干お聞きいたします。

給食センターが建築後26年が経過したということで、かなり老朽化しているということなんですけれども、26年が建築基準からいって老朽化なのかどうか私はわかりませんが、老朽化しているということで、そこで19年度の改善の部分で、調理関係19回、配送が11回、そして建築が5回、計35回なんですけれども、調理器具とかこの辺は10年から15年の消耗品ですから、ある程度わかります。配送車の件も車の部分ですからわかるんですけれども、この建築施設で5回、これがどういう中身のものなのか。本当に26年で大変老朽化しているところに書いてありますので、そのぐらい老朽化しているものであれば早急に対応していかなあかん内容の建築施設の改修なのか、改善なのか。5回という中身をお聞きいたします。

○議長（中上良隆君）7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）中身の5回については、委員会の中では把握しておりません。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）把握していないということは、この5回、10回で答弁した中で、別にその中身に対する質問はなかったという判断でよろしいですか。

○議長（中上良隆君）7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）はい。そのように認識しております。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）委員長にお尋ねしておきます。質問の中で、7ページなんですけれども、第2号の国民健康保険特別会計の中で、収納率とか国民健康保険の事業基金取り崩し等々の意見があったわけなんですけれども、委員長、この中で要するに医療費、お医者さんから請求が来ますね。処置費というのかな。その請求が来て支払いをするわけなんですけれども、処置費について適正であったかどうかということ、要するにお医者さんから請求が来たことについての、委員さんからそういうチェックというか、もちろん病院もありますけれども、個人医者がたくさんあるわけなんですけれども、そういう中でちゃんと適正であったということの確認がとれているのかどうかということですね。特に病院、お医者さん、橋本市内ではいろいろ柔道整復師というのか、そういうものとか、マッサージとかいろいろあるんですけれども、特別会計の中では介護保険もあるんですけれども、特に国民健康保険の中でのチェックがなされていたのかな、なかったのかなということをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（中上良隆君）7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）今のお問い合わせでございしますが、処置費の中身について適正であったかどうかという審査については、突っ込んだ話はしておりませんが、担当部署の説明によりまして、適正に執行されているものと認識し、委員会では承認させていただ



きました。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）3ページの中で、ごみの減量化の取り組みによる成果ということで、委員長の報告がありましたけれども、ここでは当然ごみの減量化に向けての取り組みで、市民の皆さまに大変ご協力いただいていることはよくわかっているんですが、ごみの収集ボックスの設置と生ごみ処理機の購入、生ごみリサイクル機材の保管庫の設置、こちら辺の説明を書きいただいているんですけども、補助の分について、あとは実施されている地区、見込みを入れて36地区ということは、ほかの地区のお話が当局からどういった説明がなされていたのか。12年度に比べて市全体で1,700tの減量ということだったけれども、そこら辺がちょっと気になるところで、ごみの収集ボックスをまだ設置されていないところ、ほかの地区に対しての啓発というか、お願いというか、そういう感じの当局の説明というのはあったんでしょうか。

○議長（中上良隆君）7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）済みません、再度よろしくをお願いします。

○議長（中上良隆君）簡単に質問してください。

○21番（上久保 修君）この文章を見ておきますと、ごみの収集ボックスの設置と書いていますね。それから、生ごみ処理機の購入、生ごみリサイクル機材の保管庫の設置の補助をやっているということだけれども、その下の方に、これらの収集に可燃ごみが2回から1回に変更して、大変ごみの減量化につながったんだけれども、ほかの地区にも行かれて、36地区と書いてありますけれども、その他の地区に対する対策というのか、対応というのはどういうふうに当局から説明があったのかお聞きしたいんです。

○議長（中上良隆君）7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）これはごみ減量化の取り組みによる成果についてというただしに対しての当局の答弁でございまして、その他の地区についての説明等々はございませんでした。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）3ページなんですけれども、ごみ減量化の取り組みによる成果と出ているんですけども、市全体で約5,000万円の経費が削減されていると。これは内容としては人件費が減ったとか、車両が減ったとかということも含めて、それと生ごみ処理機購入とかいろいろな経費もかかっていますよね。その点も差し引きした上での話なのか、単に30円の算定で形式的に5,000万円と出ただけなのか、そういうところははっきり出なかったですか。

○議長（中上良隆君）7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）その点についてはそういう突っ込んだ議論はございませんでして、単純に30円と減額の1,700tで5,000万円の経費削減ということの認識でございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第1号の討論に入ります。

討論する方、ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）平成19年度一般会計決算に反対の立場で討論を行います。

国は、合併をしなければ財政が苦しくなりますよと言って、地方交付税を削減する。合併した自治体の交付税は削減しませんと言いながら、実質削減する。国は、合併をした年

度とその前後の年度の3年間で実に地方交付税と財政対策債の合計で5兆3,000億円も削減しました。

平成の合併の特徴は、国が地方への財政支出を大幅に削減できたことです。平成の合併を推進してよかったと実感しているのは恐らく国だけだと思います。このような現状、全国の自治体が総じて財政難に至る中で、橋本市は頑張っている、この点は評価をいたします。

しかし、平成19年度決算は対前年度比で三十数億円もの支出増となっている点、合併特例債を至るところに使うと三十数億円を投入した決算となっている。そのうち35%は市負担となる点、トップダウン方式で関係者の同意なしに認定こども園を強行したこと、今日大問題となっている後期高齢者医療制度の準備費用の支出、国、県言いなりである点、また、市民生活に直結する市道修繕費を3,000万円も削減した点。一方、県の補助金があるということで新規道路を始めた決算となっていること、以上反対討論とします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を集結いたします。

これより認定第1号 平成19年度橋本市一般会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）平成19年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について 反対の立場で討論を行います。

国民健康保険は国民皆保険制度を支える大事な保険制度ですが、被保険者の半数近くが保険税の軽減措置を受けていることから、低所得者が多く加入されています。社会保障費抑制政策、不況の中国民負担が増えていることを反映し、国保税の収納率が前年より低くなっています。1年以上滞納すると資格証明書の対象となりますが、資格証明書では一旦医療機関の窓口で医療費を全額支払わなければならない、保険証がないのと同じことです。これでは国民皆保険とは言えません。資格証明書は、保険税を滞納している人と納付相談の機会を確保するために送付しているものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこととなっているのに、橋本市では文書を送りつけただけで資格証明書を発行するという機械的な対応をし、発行数が一気に増えています。

文書を送るだけでなく、電話や訪問によって直接話をし、十分な納付相談を行うことを求めて、反対討論とします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号 平成19年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。  
よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号の討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようです  
で、討論を終結いたします。

これより認定第3号 平成19年度橋本市簡  
易水道事業特別会計決算の認定について を  
採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、  
委員長報告のとおり決することにご異議あり  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定  
することに決しました。

次に、認定第4号の討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようです  
で、討論を終結いたします。

これより認定第4号 平成19年度橋本市国  
民宿舎特別会計決算の認定について を採決  
いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、  
委員長報告のとおり決することにご異議あり  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定  
することに決しました。

次に、認定第5号の討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようです  
で、討論を終結いたします。

これより認定第5号 平成19年度橋本市住  
宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定に  
ついて を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、  
委員長報告のとおり決することにご異議あり  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定  
することに決しました。

次に、認定第6号の討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようです  
で、討論を終結いたします。

これより認定第6号 平成19年度橋本市老  
人保健特別会計決算の認定について を採決  
いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、  
委員長報告のとおり決することにご異議あり  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定  
することに決しました。

次に、認定第7号の討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようです  
で、討論を終結いたします。

これより認定第7号 平成19年度橋本市公  
共下水道事業特別会計決算の認定について  
を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、  
委員長報告のとおり決することにご異議あり  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号の討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより認定第8号 平成19年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第9号の討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより認定第9号 平成19年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第10号の討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより認定第10号 平成19年度橋本市農

業集落排水事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第11号の討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより認定第11号 平成19年度橋本市土地区画整理事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第12号の討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより認定第12号 平成19年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定

することに決しました。

次に、認定第13号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第13号 平成19年度橋本市介護サービス事業特別会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第14号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第14号 平成19年度橋本市指定訪問看護事業特別会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第15号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番、富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）平成19年度水道事業会計決算の認定について反対の立場で討論を行います。

行政の失政は市民の暮らしに大きな影響を与えることになる。このことを強く感じるのが橋本市の水道事業であります。南海電鉄をはじめとする大型宅地開発計画に沿って、市当局は14万4,000人に水道を供給する必要があるとして膨大な計画をつくり実行してきた。このことから発生する紀ノ川からの取水権に係る大滝ダム負担金は既に100億円もの支出となっています。このことが県下3番目に高い水道料金を市民に負担させる結果となっているのです。

最近、マスコミで無駄遣いの公共事業の一つとして大滝ダムが放送され、計画から45年が経過しても完成していないこと、総事業費が当初計画の15倍にも膨れ上がっていること、地元住民に多大な迷惑がかかっていることなどが放送され、コメンテーターもあきれられるばかりでしたが、私は橋本市の市民も大変な被害をこうむっていることも報道してほしいと強く感じました。

問題は、大滝ダム建設は国の事業であります。こんなひどい計画をつくり実行している国の責任を強く求めます。少なくとも現在行われている地滑り工事費ぐらいは全額国が負担すべきです。

以上、反対討論とします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第15号 平成19年度橋本市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第16号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第16号 平成19年度橋本市病院事業会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。